

【 税制特例措置の手続きの流れ ～ふくしま観光復興促進特区～ 】

1 二本松市へ指定の申請

指定を受けようとする個人事業者または法人は、指定申請書、指定事業者実施計画書、指定要件に関する宣言書に、必要書類を添えて二本松市に提出します。

2 二本松市による指定

二本松市は、指定事業者等からの申請に基づき、指定要件を満たしているか審査の上、指定を行います。また、二本松市は申請者に対して、申請を受けた日から原則として1か月以内に「指定書」を交付します。

※ 指定を受けた事業者等は、指定内容について公表されます。

3 指定に係る事業の実施状況報告

指定事業者は、事業年度終了後1か月以内に、指定に係る復興推進事業の実施状況・収支決算等を記載した実施状況報告書を、二本松市に提出します。

4 二本松市による認定書の交付

二本松市は、指定に係る復興推進事業を適切に実施していると認める場合、実施状況報告書の提出を受けた日から原則として1か月以内に、指定を受けた事業所等に対して復興推進事業実施に係る認定書を交付します。

5 「認定書」を持って税の申告

指定事業者は、交付された「認定書」を持って、税制上の特例措置に係る確定申告を行います。

※ 認定書の交付により特例措置を受けられるものではありません。認定とは別に、税務署による税務上の審査が行われます。

※ 申告方法等の詳細については、国税庁のHPをご覧ください。